

石建総第 365-2 号
平成29年10月26日

石狩市都市計画審議会
会長 岡本 浩一様

石狩市長 田岡 克介



「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」
第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可について（諮問）

下記案件について、石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例第5条第2項の規定に基づき諮問します。

記

諮問案件

「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可について

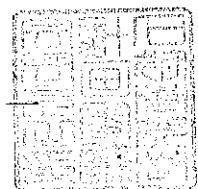
【石狩市長許可】

以上

石都審第 4 号
平成29年10月26日

石狩市長 田岡克介様

石狩市都市計画審議会
会長 岡本浩



「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」
第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可について（答申）

平成29年10月26日付け、石建総第365-2号で諮問の
あった下記の案件については、慎重審議の結果、土地利用上支障が
無いものであると判断する。

尚、石狩湾新港地域は北海道のエネルギー・経済・産業を支える
存在である。制定から20年を経た特別用途地区について、適切な
ビジョンに基づく改定を、北海道とともに積極的に検討・実施すべき
こと申し添える。

記

案件名

「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する條
例」第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可
について

【石狩市長許可】